

令和6年度一般廃棄物処理施設の維持管理状況の情報の公表

設 置 者 名	<u>紀北町長 尾上壽一</u>
施 設 名 称	<u>海山不燃物处理場</u>
設 置 場 所	<u>北牟婁郡紀北町船津 349 番地 1</u>
問 合 せ 先	<u>0597-36-1313</u>

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づき、維持管理に関する情報を公表します。

廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報

環境省令の該当する号	施設の種類	公表事項
第四号	一般廃棄物の最終処分場	以下のとおり

イ 埋め立てた一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量

[illegible]

口 最終処分基準省令第一条第二項第七号の規定による点検に関する次に掲げる事項

項目	埋め立てる一般廃棄物の流出を防止するための擁壁等																															
点検を行った年月日、結果																																
月／日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
4月	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	○	○	○	○				○		
5月	○	○					○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	
6月			○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	○	○	○	○				
7月	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○				○	○	○	○			○	○	○	○	○	○			○	○	○
8月	○	○			○	○	○	○	○				○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	
9月		○	○	○	○	○			○	○	○	○	○				○	○	○	○				○	○	○	○			○		
10月	○	○	○	○			○	○	○	○	○				○	○	○	○			○	○	○	○	○	○			○	○	○	○
11月	○				○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○		
12月	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○			○	○	
1月						○	○	○	○	○				○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○
2月			○	○	○	○	○			○		○	○	○			○	○	○	○	○				○	○	○	○				
3月			○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	○	○		○			○	○	○	○	○				

[illegible]

ハ 最終処分基準省令第一条第二項第十号及び第十四号ハ並びにダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平成十二年総理府厚生省令第二号。以下「維持管理基準省令」という。）第一条第一号及び第三号ロの規定による水質検査に関する次に掲げる事項

埋立処分開始後（地下水 上流側）

地下水の水質検査	基準	水質検査に係る地下水を採取した場所	水質検査に係る地下水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果
カドミウム	一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和6年7月5日	令和6年8月20日	0.0003 mg/L 未満
全シアン	検出されないこと。	地下集水ポンプ	令和6年7月5日	令和6年8月20日	0.1 mg/L 未満
鉛	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和6年7月5日	令和6年8月20日	0.001 mg/L 未満
六価クロム	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和6年7月5日	令和6年8月20日	0.01 mg/L 未満
砒素	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和6年7月5日	令和6年8月20日	0.001 mg/L 未満
総水銀	一リットルにつき〇・〇〇〇五ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和6年7月5日	令和6年8月20日	0.0005 mg/L 未満
アルキル水銀	検出されないこと。	地下集水ポンプ	令和6年7月5日	令和6年8月20日	0.0005 mg/L 未満
有機リン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和6年7月5日	令和6年8月20日	0.1 mg/L 未満
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	地下集水ポンプ	令和6年7月5日	令和6年8月20日	0.0005 mg/L 未満
セレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和6年7月5日	令和6年8月20日	0.001 mg/L 未満
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和6年7月5日	令和6年8月20日	0.001 mg/L 未満
テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和6年7月5日	令和6年8月20日	0.0005 mg/L 未満
ジクロロメタン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和6年7月5日	令和6年8月20日	0.002 mg/L 未満
四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和6年7月5日	令和6年8月20日	0.0002 mg/L 未満
一・二―ジクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和6年7月5日	令和6年8月20日	0.0004 mg/L 未満
一・一―ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・一ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和6年7月5日	令和6年8月20日	0.002 mg/L 未満
一・二―ジクロロエチレン	シス・トランスの合計量 一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和6年7月5日	令和6年8月20日	0.004 mg/L 未満
一・一・一―トリクロロエタン	一リットルにつき一ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和6年7月5日	令和6年8月20日	0.0005 mg/L 未満
一・一・二―トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和6年7月5日	令和6年8月20日	0.0006 mg/L 未満
一・三―ジクロロプロペン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和6年7月5日	令和6年8月20日	0.0002 mg/L 未満

ベンゼン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和 6 年 7 月 5 日	令和 6 年 8 月 20 日	0.001 mg/L 未満
シマジン	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和 6 年 7 月 5 日	令和 6 年 8 月 20 日	0.0003 mg/L 未満
チウラム	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和 6 年 7 月 5 日	令和 6 年 8 月 20 日	0.0006 mg/L 未満
チオベンカルブ	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和 6 年 7 月 5 日	令和 6 年 8 月 20 日	0.002 mg/L 未満
一・四―ジオキサン	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和 6 年 7 月 5 日	令和 6 年 8 月 20 日	0.005 mg/L 未満
クロロエチレン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和 6 年 7 月 5 日	令和 6 年 8 月 20 日	0.0002 mg/L 未満
「検出されないこと。」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。 最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、六月に一回以上測定すること 埋め立てる廃棄物の種類及び保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質に照らして地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、協議の上、減ずることができる。					

埋立処分開始後（地下水 上流側）

	水質検査に係る地下水を採取した場所	水質検査に係る地下水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質監査の結果	
				電気伝導率 (m S /m)	塩化物イオン (m g / L)
4 月	ポンプ No1	令和 6 年 4 月 5 日	令和 6 年 6 月 12 日	10.9	―
5 月	ポンプ No1	令和 6 年 5 月 10 日	令和 6 年 6 月 13 日	9.1	―
6 月	ポンプ No1	令和 6 年 6 月 7 日	令和 6 年 7 月 16 日	9.7	―
7 月	ポンプ No1	令和 6 年 7 月 5 日	令和 6 年 8 月 20 日	10.3	―
8 月	ポンプ No1	令和 6 年 8 月 2 日	令和 6 年 8 月 30 日	8.3	―
9 月	ポンプ No1	令和 6 年 9 月 6 日	令和 6 年 10 月 1 日	9.1	―
10 月	ポンプ No1	令和 6 年 10 月 4 日	令和 6 年 11 月 5 日	8.1	―
11 月	ポンプ No1	令和 6 年 11 月 1 日	令和 6 年 11 月 29 日	9.4	―
12 月	ポンプ No1	令和 6 年 12 月 6 日	令和 7 年 1 月 16 日	9.0	―
1 月	ポンプ No1	令和 7 年 1 月 10 日	令和 7 年 1 月 29 日	7.4	―
2 月	ポンプ No1	令和 7 年 2 月 7 日	令和 7 年 2 月 26 日	7.8	―
3 月	ポンプ No1	令和 7 年 3 月 7 日	令和 7 年 3 月 24 日	10.6	―

最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、六月に一回以上測定すること
埋め立てる廃棄物の種類及び保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質に照らして地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、協議の上、減ずることができる。

埋立処分開始後（地下水 下流側）

地下水の水質検査	基準	水質検査に係る地下水を採取した場所	水質検査に係る地下水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果
カドミウム	一リットルにつき○・○三ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和6年7月5日	令和6年8月20日	0.0003 mg/L 未満
全シアン	検出されないこと。	地下集水ポンプ	令和6年7月5日	令和6年8月20日	0.1 mg/L 未満
鉛	一リットルにつき○・○一ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和6年7月5日	令和6年8月20日	0.001 mg/L 未満
六価クロム	一リットルにつき○・○五ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和6年7月5日	令和6年8月20日	0.01 mg/L 未満
砒素	一リットルにつき○・○一ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和6年7月5日	令和6年8月20日	0.001 mg/L 未満
総水銀	一リットルにつき○・○○○五ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和6年7月5日	令和6年8月20日	0.0005 mg/L 未満
アルキル水銀	検出されないこと。	地下集水ポンプ	令和6年7月5日	令和6年8月20日	0.0005 mg/L 未満
有機リン	一リットルにつき○・○一ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和6年7月5日	令和6年8月20日	0.1 mg/L 未満
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	地下集水ポンプ	令和6年7月5日	令和6年8月20日	0.0005 mg/L 未満
セレン	一リットルにつき○・○一ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和6年7月5日	令和6年8月20日	0.001 mg/L 未満
トリクロロエチレン	一リットルにつき○・○一ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和6年7月5日	令和6年8月20日	0.001 mg/L 未満
テトラクロロエチレン	一リットルにつき○・○一ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和6年7月5日	令和6年8月20日	0.0005 mg/L 未満
ジクロロメタン	一リットルにつき○・○二ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和6年7月5日	令和6年8月20日	0.002 mg/L 未満
四塩化炭素	一リットルにつき○・○○二ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和6年7月5日	令和6年8月20日	0.0002 mg/L 未満
一・二—ジクロロエタン	一リットルにつき○・○○四ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和6年7月5日	令和6年8月20日	0.0004 mg/L 未満
一・一—ジクロロエチレン	一リットルにつき○・一ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和6年7月5日	令和6年8月20日	0.002 mg/L 未満
一・二—ジクロロエチレン	シス・トランスの合計量 一リットルにつき○・○四ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和6年7月5日	令和6年8月20日	0.004 mg/L 未満
一・一・一—トリクロロエタン	一リットルにつき一ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和6年7月5日	令和6年8月20日	0.0005 mg/L 未満

一・一・二トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和 6 年 7 月 5 日	令和 6 年 8 月 20 日	0.0006 mg/L 未満
一・三ージクロプロペン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和 6 年 7 月 5 日	令和 6 年 8 月 20 日	0.0002 mg/L 未満
ベンゼン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和 6 年 7 月 5 日	令和 6 年 8 月 20 日	0.001 mg/L 未満
シマジン	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和 6 年 7 月 5 日	令和 6 年 8 月 20 日	0.0003 mg/L 未満
チウラム	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和 6 年 7 月 5 日	令和 6 年 8 月 20 日	0.0006 mg/L 未満
チオベンカルブ	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和 6 年 7 月 5 日	令和 6 年 8 月 20 日	0.002 mg/L 未満
一・四ージオキサン	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和 6 年 7 月 5 日	令和 6 年 8 月 20 日	0.005 mg/L 未満
クロロエチレン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和 6 年 7 月 5 日	令和 6 年 8 月 20 日	0.0002 mg/L 未満
「検出されないこと。」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。 最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、六月に一回以上測定すること 埋め立てる廃棄物の種類及び保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質に照らして地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、協議の上、減ずることができる。					

埋立処分開始後（地下水 下流側）

	水質検査に係る地下水を採取した場所	水質検査に係る地下水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質監査の結果	
				電気伝導率 (m S /m)	塩化物イオン (m g / L)
4 月	ポンプ No2	令和 6 年 4 月 5 日	令和 6 年 6 月 12 日	16.4	－
5 月	ポンプ No2	令和 6 年 5 月 10 日	令和 6 年 6 月 13 日	16.8	－
6 月	ポンプ No2	令和 6 年 6 月 7 日	令和 6 年 7 月 16 日	16.9	－
7 月	ポンプ No2	令和 6 年 7 月 5 日	令和 6 年 8 月 20 日	15.1	－
8 月	ポンプ No2	令和 6 年 8 月 2 日	令和 6 年 8 月 30 日	13.9	－
9 月	ポンプ No2	令和 6 年 9 月 6 日	令和 6 年 10 月 1 日	13.9	－
10 月	ポンプ No2	令和 6 年 10 月 4 日	令和 6 年 11 月 5 日	15.2	－
11 月	ポンプ No2	令和 6 年 11 月 1 日	令和 6 年 11 月 29 日	14.3	－
12 月	ポンプ No2	令和 6 年 12 月 6 日	令和 7 年 1 月 16 日	11.5	－

1 月	ポンプ No2	令和 7 年 1 月 10 日	令和 7 年 1 月 29 日	9.6	—
2 月	ポンプ No2	令和 7 年 2 月 7 日	令和 7 年 2 月 26 日	11.3	—
3 月	ポンプ No2	令和 7 年 3 月 7 日	令和 7 年 3 月 24 日	21.4	—
最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、六月に一回以上測定すること 埋め立てる廃棄物の種類及び保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質に照らして地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、協議の上、減ずることができる。					

埋立処分開始後（河川水）

地下水の水質検査	基準	水質検査に係る地下水を採取した場所	水質検査に係る地下水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果
カドミウム	一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下	船津川	令和6年7月5日	令和6年8月20日	0.0003 mg/L 未満
全シアン	検出されないこと。	船津川	令和6年7月5日	令和6年8月20日	0.1 mg/L 未満
有機リン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	船津川	令和6年7月5日	令和6年8月20日	0.1 mg/L 未満
鉛	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	船津川	令和6年7月5日	令和6年8月20日	0.001 mg/L 未満
六価クロム	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下	船津川	令和6年7月5日	令和6年8月20日	0.01 mg/L 未満
砒素	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	船津川	令和6年7月5日	令和6年8月20日	0.001 mg/L 未満
総水銀	一リットルにつき〇・〇〇〇五ミリグラム以下	船津川	令和6年7月5日	令和6年8月20日	0.0005 mg/L 未満
アルキル水銀	検出されないこと。	船津川	令和6年7月5日	令和6年8月20日	0.0005 mg/L 未満
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	船津川	令和6年7月5日	令和6年8月20日	0.0005 mg/L 未満
セレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	船津川	令和6年7月5日	令和6年8月20日	0.001 mg/L 未満
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	船津川	令和6年7月5日	令和6年8月20日	0.001 mg/L 未満
テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	船津川	令和6年7月5日	令和6年8月20日	0.0005 mg/L 未満
ジクロロメタン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	船津川	令和6年7月5日	令和6年8月20日	0.002 mg/L 未満
四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	船津川	令和6年7月5日	令和6年8月20日	0.0002 mg/L 未満
一・二―ジクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム以下	船津川	令和6年7月5日	令和6年8月20日	0.0004 mg/L 未満

一・一—ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・一ミリグラム以下	船津川	令和6年7月5日	令和6年8月20日	0.002 mg/L 未満
シス—一・二—ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下	船津川	令和6年7月5日	令和6年8月20日	0.004 mg/L 未満
一・一・一—トリクロロエタン	一リットルにつき一ミリグラム以下	船津川	令和6年7月5日	令和6年8月20日	0.0005 mg/L 未満
一・一・二—トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	船津川	令和6年7月5日	令和6年8月20日	0.0006 mg/L 未満
一・三—ジクロロプロペン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	船津川	令和6年7月5日	令和6年8月20日	0.0002 mg/L 未満
ベンゼン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	船津川	令和6年7月5日	令和6年8月20日	0.001 mg/L 未満
シマジン	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下	船津川	令和6年7月5日	令和6年8月20日	0.0003 mg/L 未満
チウラム	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	船津川	令和6年7月5日	令和6年8月20日	0.0006 mg/L 未満
チオベンカルブ	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	船津川	令和6年7月5日	令和6年8月20日	0.002 mg/L 未満
一・四—ジオキサン	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和6年7月5日	令和6年8月20日	0.005 mg/L 未満
「検出されないこと。」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。 最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、六月に一回以上測定すること 埋め立てる廃棄物の種類及び保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質に照らして地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、協議の上、減ずることができる。					

ニ
 最終処分基準省令第一条第二項第十一号及び維持管理基準省令第一条第二号の規定による措置に関する次に掲げる事項

項 目	原因の調査	措置を講じた年月日	措置の内容
水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められた場合	—	—	—

ホ
 最終処分基準省令第一条第二項第十九号の規定による測定を行った年月日及びその結果

項 目	測定を行った年月日	測定を行った結果
残余の埋立容量の測定	令和6年12月2日	169m3